

難病指定医の申請について

新規申請

難病指定医の指定を受けていない医師は、診断書作成前に新規申請手続きが必要です。

申請手続

- ①指定医指定申請書（兼経歴書） 様式第1号
- ②医師免許証の写し
- ③次のA、Bのいずれか
 - A 専門医に認定されていることを証する書類の写し（「専門医リスト」参照）
 - B 知事が行う研修を修了したことを証する書類
 - ・難病指定医向けオンライン研修(厚生労働省)
 - ・難病指定医研修会（筑波大学附属病院が行う web 研修会）

※主として指定難病の診断を行う医療機関の管轄で指定を受けることで、全国で診断書の作成が可能です。

※協力難病指定医は研修受講の修了証で指定医申請が可能です。

更新申請

難病指定医（協力難病指定医）有効期間は、指定を受けた日から5年間です。

更新申請手続 ①指定医指定申請書（兼経歴書） 様式第2号

- ②該当する指定の区分に応じて、次のA、Bのいずれか
 - A 専門医に認定されていることを証する書類の写し（「専門医リスト」参照）
 - B 知事が行う研修を修了したことを証する書類
 - ・難病指定医向けオンライン研修(厚生労働省)
 - ・難病指定医研修会（筑波大学附属病院が行う web 研修会）

指定後の手続きについて

○茨城県外で指定を受けている医師が主な勤務先を茨城県内の医療機関に変更する場合

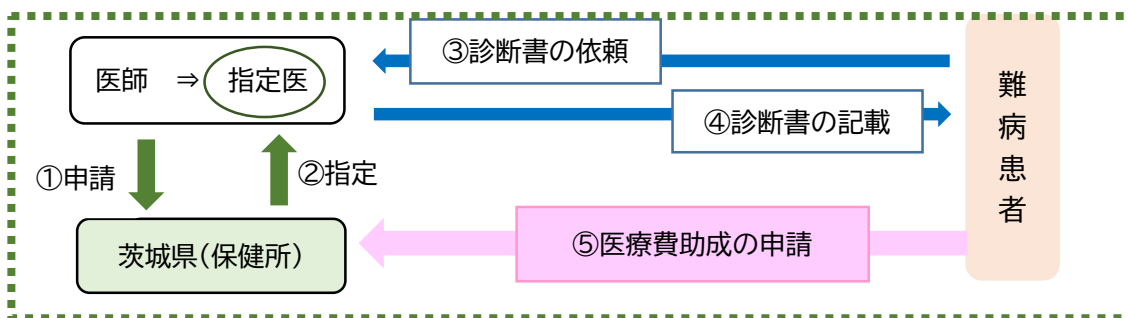
…… 指定医指定申請書（兼経歴書）（様式第1号）

○指定内容の変更がある場合 …… 指定医変更届出書（様式第3号）

〔 医師氏名、現住所、連絡先、医籍の登録番号、医籍の登録年月日、担当する診療科名、
主として指定難病の診断を行う医療機関 〕

○主な勤務先を茨城県外の医療機関に変更する場合 …… 指定辞退届（様式第4号）

指定の申請と難病の医療費助成の流れ



申請難病指定医について

茨城県 難病対策「難病指定医について」のホームページをご覧ください。

（次のURL又はQRコードから案内できます。）

URL <https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/yobo/nanbyo/siteiryoukikann.html#siteii>

検索ワード：茨城県難病指定医

QRコード →

